

令和 5 年度神奈川県環境農政局公共事業評価委員会意見 に対する現在の取組について

1 総論的意見

<p>委員会意見 (R5. 12. 22)</p>	<p>農林水産業は、農林水産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有している。こうした農林水産業の多面的機能の持続的な発揮を図ることは、陸域や海洋の持続可能な利用を掲げる SDGs（持続可能な開発目標）やネイチャーポジティブ（30 by 30）の考え方からも今後ますます重要になる。環境農政局においては、公共事業の実施に際し、経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の成果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組むことを望む。</p> <p>なお、地球温暖化による気候変動の影響が強く懸念されることから、公共事業の実施にあたっては、従来の災害想定や工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラの一層の強靱化に取り組むことを望む。</p>
<p>県の対応方針 (R6. 3. 25 公表)</p>	<p>公共事業を実施するに当たって経費の節減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の成果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組む。</p> <p>また、気候変動による災害の激甚化に対し、従来の工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラの一層の強靱化に取り組む。</p>
<p>現在の取組</p>	<p>公共事業の計画策定や事業実施に当たっては、経済性や施工方法の比較検討により、引き続き経費の節減や自然環境の保全への配慮を行うとともに、事業の推進に当たっては、県民の理解を深めるため、公共事業の役割や必要性等について情報提供を行い、豊かな地域社会の形成に取り組んでいる。</p> <p>また、気候変動による災害の激甚化に対し、工法の適正性を適宜確認し、生物多様性にも十分配慮しつつ、公共インフラの一層の強靱化に取り組んでいる。</p> <p><経費節減の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設材（排水パイプ）を仮置きし、他工事で再利用 <p><自然環境保全の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生資材の使用や現場発生材の再利用 ・低振動・低騒音の機種や工法の採用 ・魚類への影響を考慮した魚巣ブロックの設置 <p><県民の理解促進の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の概要についてHPに掲載 ・農道を活用したウォーキングマップ等による都市住民への周知

2 各論的意見

○ 再評価

事業名 (事業箇所)	(1) 湛水防除事業 (鬼柳3期地区)
委員会意見 (R5. 12. 22)	事業対象地域では、都市化にともない耕作地の減少が続いているが、水路及びその周辺の田畑は、地産地消、地域防災、生物多様性保全、良好な景観の形成等の重要な機能を有することから、水路工の工事においては、生物多様性の保全、工事における脱炭素化、周辺住民の安全性の確保等について考慮するとともに、農村環境の保全や地域の活性化に取り組むことを望む。
県の対応方針 (R6. 3. 25 公表)	本事業については、水路の落差工部分のうち必要な箇所に魚巢ブロックを設けるなど生物多様性の保全を図るとともに、環境配慮型の資材を選定することで脱炭素化を推進する。 また、水路と隣接通路を一体的に整備することで、周辺住民の安全確保を図り、農村環境の保全や地域の活性化につながるよう、引き続き事業に取り組む。
現在の取組	本事業による水路改修により防災機能の一層の強靱化を進めるとともに <u>主に魚類への影響</u> を考慮し必要な個所に魚巢ブロックを設け、生物多様性の保全を図った。 また、工事に係る資材の調達に際しては、環境農政局グリーン調達基準に則り、環境への負荷の少ない資材の利用に取り組んでいる。 水路と隣接する通路の一体的整備により、適切な流下能力が確保され、溢水被害の防止による地域住民の安全確保が図られるとともに、通路利用者へも安全な往来が確保され、農村環境の保全や地域の活性化につながっている。

<p>事業名 (事業箇所)</p>	<p>(2) 農地保全事業 (曾我別所 2 期地区)</p>
<p>委員会意見 (R5. 12. 22)</p>	<p>小田原市農業振興計画 (令和 3 (2021) 年 6 月策定) によれば、小田原市では農業者の高齢化や担い手不足等から経営耕地面積が減少しており、とくに柑橘の樹園地については、傾斜地で栽培が困難といった条件の不利性から、さらなる経営耕地の減少や耕作放棄地の増加が懸念されるとしている。本事業は、急傾斜地にある樹園地の営農条件の改善に資するものであり、副次的効果として耕作放棄地の発生抑制が期待されている。しかしながら、将来の農業の担い手を確保し、地域農業の持続的な成長を図るためには、インフラの整備に加えて、地域の魅力を高めるためのさまざまな取組—例えば、みかん等の農業体験事業や曾我地域に点在する歴史的文化遺産や展望の良いハイキングコースの広報活動など—をつうじて、都市住民との交流や協働を深めることも重要である。</p>
<p>県の対応方針 (R6. 3. 25 公表)</p>	<p>本事業については、引き続き実施することにより、急傾斜地における営農条件の改善に取り組む。 また、他部局や市と連携し、ウォーキングマップ等、既存の広報ツールを活用することで、地域の魅力を高め、都市住民との交流や協働を推進していく。</p>
<p>現在の取組</p>	<p>本事業を引き続き実施し、急傾斜地における営農条件の改善に取り組んでいる。 また、観光部局と連携して、ウォーキングマップをホームページで周知し、地域の魅力を都市住民に発信したほか、農道等の補修や清掃活動など、農村環境の保全に資する地域活動に対し、自治会等と連携し、地域課題の解決に取り組んでいる。</p>